

令和 3 年度

教育行政方針



令和 3 年 3 月



中標津町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育の充実	2
	(1) 豊かな心と健やかな体の育成	2
	(2) 社会で生きる確かな学力の育成	4
	(3) 信頼される学校づくりの推進	6
	(4) 教育環境の充実	7
	(5) 中標津農業高等学校の教育の充実	8
3	社会教育の充実	10
	(1) 学べる環境の整備と活動の推進	10
	(2) 青少年の豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の推進	10
	(3) 健康づくりと地域に根ざしたスポーツ活動の推進	11
	(4) 歴史と風土に根ざした地域文化活動の推進	12
	(5) 社会教育諸団体への支援の充実	13
4	むすび	14

1 はじめに

令和3年中標津町議会3月定例会の開会にあたり、令和3年度の教育行政方針と主要な施策を申し上げ、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

教育は、人づくりです。

一人ひとりの可能性を最大限に広げ、伸ばし、より豊かな人生を過ごせるよう働きかけていくことがその役割です。

子どもたちが将来に向けて夢や希望を描き続け、時代の激しい変化に積極的に向き合い、自分のよさや可能性を発揮して自己実現を図るとともに、多様な他者と協働しながら主体的に課題を解決し、社会の担い手としての資質や能力を身に付けることが教育には求められています。

このような「生きる力」を育むために、新しい学習指導要領が平成29年度に示され、昨年度から小学校、今年度からはいよいよ中学校で全面実施となります。

このため、中標津町教育大綱の基本理念である「人が輝き歴史と文化を育むまちづくり」を念頭に、時代を担う子どもたちが希望を持って未来に向かえるよう、本町教育の充実・発展に取り組みます。

2 学校教育の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

児童生徒が充実した人生を送るためには、自己肯定感を高め、互いの価値観を尊重し合う「豊かな心」を育むとともに、生きる力の土台となる「健やかな体」を育成することが重要です。

このため、心と体の調和の取れた人間育成の観点から、その基盤となる道徳教育では、教育活動全体を通して、児童生徒が自己を見つめ、物事を多角的・多面的に考えることができるよう、「考え、議論する道徳」を推進します。

また、健康に過ごすための望ましい生活習慣の確立に向けた取り組みを推進します。

いじめ防止については、「中標津町いじめ防止基本方針」に基づき、家庭や地域、関係機関との連携を一層強化し、計画的・組織的に未然防止や早期発見に取り組むとともに、迅速な対応に努めます。

不登校対策では、日常的に児童生徒の変化に留意し、早期に教育相談を実施して、悩みや課題の解決を図るとともに、教育相談センター専門相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、未然防止に努めます。

また、適応指導教室に通級している児童生徒に対しては、家庭との連携を強化するとともに集団生活における適応能力の向上を図り、学校への復帰や望ましい進路の選択ができるよう支援します。

児童生徒の読書活動の推進については、引き続き学校図書整備・充実を努め、中標津町図書館との連携による取り組みを進めます。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの客観的資料を活用して、年間を通じた体育授業の改善や運動習慣の定着に向けた取り組みを進めます。

子どもたちの家庭での学習習慣や規則正しい生活習慣を定着させるため、学校・家庭・地域が連携し「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝・早起き・朝ごはん・スマホ離れと家庭学習」、「スイッチオフ22」運動に取り組めます。

健康教育では、基本的な生活習慣の改善・充実を図るとともに、薬物乱用や性の問題、心の健康に関する指導の充実を努めます。

防災教育及び安全教育では、各学校の「危機管理マニュアル」を活用した避難訓練の実施に加え、関係機関と連携した防災教室や交通安全教室などを通し、自ら予測・判断し、行動できる力の育成に努めます。

食育については、食を通じた地域理解、食の重要性、食に感謝する心を醸成する教育活動を行います。

また、学校給食については、栄養バランスのとれた食事の提供により、成長期の児童生徒の健康増進を図るほか、地場産食材を活用した「中標津丸ごと給食」を実施するとともに、食物アレルギーに対する取り組みの徹底を図り、引き続き安心安全な給食の提供に努めます。

(2) 社会で生きる確かな学力の育成

児童生徒が激しい変化を続ける社会を生きていくためには、知識や技能の習得に加え、それらを活用できる思考力、判断力、表現力の力を身に付け、学びに向かう力や人間性を育てることが重要です。

このため、学力向上の取り組みでは、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、学習内容の定着状況を把握し、指導の改善を図るため、全国学力・学習状況調査や標準学力調査の結果を踏まえた「中標津町学校改善支援プラン」に示す授業改善に向けた各学校の取り組みの充実に向けての支援を行います。

また、北海道の定数加配教員等を活用し、複数教員による個に応じた指導の充実に努めます。

小中一貫教育については、各学園が設定する「目指す子ども像」や「重点目標」を実現するため、義務教育9年間を見通したグランドデザインに基づき、小・中学校の接続を重視した教育活動を進め、学力や体力の向上を目指します。

国際理解教育については、外国語を通じ、言語や文化について体験的に理解を深められるよう、英語指導助手2名を学校に派遣し、外国語科の充実を図るとともに、北海道教育委員会が全中学校において実施する「英検 I B A」の活用等を通して、子どもたちの英語力向上に努めます。

また、中標津町の特色ある教育の一つである北方領土学習の継続と充実に努めます。

特別支援教育については、教育支援委員会の機能を活かし、各学校、幼稚園及び保育園等、関係機関との連携を深めるとともに、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、引き続き特別支援教育支援員の適正配置に努めます。

(3) 信頼される学校づくりの推進

学校が家庭や地域から信頼されるためには、安心して児童生徒を託すことができる学校運営を行うことが重要です。

保護者や地域へも理解と協力を求めていく社会に開かれた教育課程の実現や、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と授業力向上、さらに育成すべき資質・能力を培うことのできるカリキュラム・マネジメントの確立など、教育活動の質の向上と充実を図ります。

また、世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き強い危機意識を持ち、国や北海道と緊密に連携し、保護者など町民の皆様の協力をいただきながら、学校と一体となった感染症対策に取り組めます。

教職員の資質向上については、各学校での校内研修の充実や北海道教育委員会が実施する様々な研修を通して、教員の授業力と生徒指導に関する実践力の向上に努めます。

また、教職員の学校における働き方改革につきましては、今後も国や道の動きなどを注視しながら推進してまいります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、地

域学校協働本部事業と連携し、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支えていけるよう、一層の活動充実を図ります。

また、地域学校協働本部については、地域住民の参画により、コミュニティ・スクールを核とした学校の教育活動を支援する重要な役割を担うことから、地域コーディネーターを委嘱し、引き続き学校支援のためのボランティア派遣や調査研究を行います。

(4) 教育環境の充実

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すためには、教育環境の充実が重要です。

このため、老朽化した広陵中学校の長寿命化改良事業に着手することとし、今年度は、グラウンドの改修工事を実施します。

また、引き続き老朽化した教員住宅の解体を行います。

教育の情報化の推進については、GIGAスクール構想により整備した「児童生徒1人1台端末」と「高速大容量の校内通信ネットワーク」を活用し、一方的な教材提示に終始しない双方向での協働的な学びとなるよう、効果的なICT活用による授業改善を進めます。

また、子どもたちがICTを適切かつ安全に活用できるよう、情報モラルに関する指導の徹底を図ります。

スクールバスの運行については、安全運行の指導を徹底し、児童生徒の安全な通学体制を確保するとともに、さらに効率的な運行のあり方を検討してまいります。

教育費の負担軽減については、育英資金の貸付を継続するとともに、生活保護基準の見直しによる影響が準要保護世帯に及ばないよう引き続き対応します。

児童生徒の安全対策については、犯罪被害や交通事故を未然に防止するためのスクールガードリーダーを継続して派遣するとともに、関係機関と連携しながら通学区域の環境改善に努めます。

町立計根別幼稚園については、令和2年10月から満3歳児の受け入れを開始したことによる園児数の増加に対応するため、必要な人員体制を整備し、引き続き安定した運営を行うとともに、計根別地域の幼児教育の充実を目指します。

(5) 中標津農業高等学校の教育の充実

地域の良さを学び、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を図

る上で、中標津農業高等学校の役割は重要です。

このため、町立高校として、地元の多様な資源を活用した新製品の開発や栽培作物の研究、関係機関・大学・企業と連携したプロジェクト活動を推進します。

また、環境保全型の農業に関する研究を進めるとともに、高度先端技術を生かした教育内容の充実に努めます。

特色ある取り組みの計根別食育学校については、幼稚園、義務教育学校との連携を深め、教育内容・活動を充実させるほか、その取り組みを町内外の諸機関や小中学校等へ積極的に情報発信し、広報活動に努めます。

就学環境の整備・支援については、通学費や実習服等の購入費、並びに資格検定料の助成や学校給食を引き続き実施し、町立の農業高校として魅力ある学校づくりに努めます。

また、2学年時に実施している見学旅行につきましては、道外から海外に切り替え、生徒全員の国際的視野や経営感覚を育てる農業高校ならではの海外研修の充実に努めますが、実施の可否は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて判断します。

3 社会教育の充実

(1) 学べる環境の整備と活動の推進

生涯学習は、日常の生活課題や地域での課題、社会の変化に伴う課題などの解決に必要な知識や技術を身に付けるための重要な役割を担っています。

学びの機会の提供については、関係機関と連携し、町民の学習ニーズの多様化・高度化に応える各種講演会や生涯学習研修講座を開催するとともに、町内幼稚園が行っている家庭教育学級の活動を引き続き支援するほか、生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発刊します。

また、社会教育施設の設備改修を計画的に実施し、子どもたちや町民の皆さんが、安心安全に利用できる施設の整備・充実に努めます。

(2) 青少年の豊かな人間性と生きる力を育む体験活動の推進

青少年の健やかな成長を支え、豊かな人間性と生きる力を育むためには、感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会・自然のあり方を学ぶことが重要です。

このため、様々な体験活動を引き続き実施します。

また、ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシステム」と協働しながら、職業体験・社会体験活動を実施し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

(3) 健康づくりと地域に根ざしたスポーツ活動の推進

町民一人ひとりが健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

このため、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館を活用した町民の健康づくり事業を推進します。

スポーツと地域振興に向けた取り組みについては、スポーツ団体や関係者と連携し、スポーツ合宿の誘致を推進するとともに、来町するスポーツ団体への支援品の支給等を行うなど、受け入れ環境の充実に努めます。

また、今年度で13回を数える、北海道らしい広大な酪農地帯を全国各地の参加者が疾走する「なかしべつ330°開陽台マラソン大会」への支援を引き続き実施します。

(4) 歴史と風土に根ざした地域文化活動の推進

芸術・文化に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通じて、心豊かな活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

芸術・文化活動の推進については、活動団体への支援のほか、優れた芸術文化の鑑賞機会を充実させ、様々な形態の事業を行うことにより文化活動の振興を図ります。

郷土資料については、適切な保存を行うとともに、郷土館内外における展示事業や各種情報発信を行い、学校教育との連携を深めることで積極的な活用を推進します。

郷土学習の中核となる中標津町郷土館については、昭和46年に建設され、老朽・狭隘化が進んでいるため、郷土学習拠点施設の整備に向け引き続き調査研究を行います。

文化財については、町の魅力を伝える地域資源と捉え、行政と地域住民・団体と連携し、地域に残る文化財の保存と積極的な活用に

より、町民が文化財に親しむ機会の充実を図るとともに、令和2年度から開始した「文化財保存活用地域計画」の作成に引き続き取り組みます。

市街地に位置する標津川9遺跡については、本町と協定を締結している札幌学院大学と連携し、発掘調査を引き続き実施します。

(5) 社会教育諸団体への支援の充実

自ら学び成果を生かす社会教育活動の充実には、活動団体等への支援が重要です。

このため、中標津町の文化・スポーツ活動の中核を担う「一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団」及び「NPOなかしべつスポーツアカデミー」の活動を継続して支援します。

また、本町の文化・スポーツの振興充実に努めるほか、少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化するとともに、全道・全国大会への出場等の遠征費の一部を補助し、児童生徒のスポーツ及び文化活動を支援します。

4 むすび

以上、令和3年度の教育行政方針について申し上げます。

中標津町教育委員会では、令和2年度より中標津町の幼稚園・学校の合言葉を次のとおりとしています。

幼稚園 「あいさつ かたづけ みんななかよし」

小・中学校 「あいさつ そうじ べんきょう 時間を守る」
「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」

農業高校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

自主・自律の精神と規範意識、人を思いやる心の醸成は、いつの時代も変わらない教育の基礎基本です。

この合言葉をすべての教職員・園児・児童・生徒が常に心がけ、地域・保護者の理解と協力を得ながら、しっかりと身に付けることが望ましい学校づくりへの第一歩だと考え、実践してまいります。

核家族化や共働き家庭の増加、少子化、人間関係の希薄化、保護者の意識の変化など、家庭環境や地域環境も大きく変化しています。

子どもの成長における最も基礎的な部分である家庭の教育力の向

上を学校、保護者、地域社会全体で醸成してまいります。

次代を担う子どもや町民一人ひとりが生き生きと学び、創造力豊かに夢と希望を持って個性や能力を伸ばすことができるよう、今後とも町民と共に歩む教育行政に最善の努力をしてまいります。

議員各位、町民並びに教育関係者の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます、令和3年度の教育行政方針とします。